

鋳物を製造する工程において、 砂型を造型する作業も有効な呼吸用 保護具の使用が必要となります。

平成27年10月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業及び砂型を造型する作業も、新たに以下のとおりの措置が必要になります。

○砂型を造型する場所における作業について

- 全体換気の実施
- 休憩設備の設置
※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。
- 清掃の実施
- じん肺健康診断の実施
※砂型を造型する場所において他の作業に従事する者も対象になります。
- じん肺健康管理実施状況報告の提出

○砂型を造型する作業について

- 有効な呼吸用保護具の使用

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
平成27年10月

このリーフレットに関する詳細については、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。